

茨木市の設置する防犯カメラの管理運営に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、市による防犯カメラの管理運営に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応等を目的として設置される映像撮影装置並びにこれに付属する機器で構成される装置をいう。

(2) 画像データ 防犯カメラによって電磁的記録媒体に記録したデータをいう。

(管理責任者等)

第3 防犯カメラを設置したときは、管理責任者を定め、防犯カメラの管理及び運用を行うものとする。

2 管理責任者は、防犯カメラの設置場所の見やすい位置に、防犯カメラを設置している旨及び設置者名を表示しなければならない。

(作動及び録画)

第4 防犯カメラの作動及び録画は、毎日24時間行うものとする。

(画像データの取扱い)

第5 画像データの保存期間はおおむね7日間とし、保存期間終了後は、防犯カメラの機能により上書き又は消去を行う。

2 画像データを記録した媒体は、施錠することにより管理する。

3 管理責任者は、画像の漏えい、滅失、損傷又は改ざんの防止その他画像データの保存及び管理について必要な措置を講じなければならない。

(画像データの利用及び提供の制限)

第6 画像データは、犯罪発生の確認及び管理上必要な場合にのみ利用することとし、他の目的のために使用してはならない。

2 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、画像データを他に提供してはならない。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

(3) 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急かつやむを得ないと認められる場合

(意見等)

第7 管理責任者は、防犯カメラの設置及びその管理運用について市民等から意見、要望、苦情等があった場合、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、防犯カメラについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月27日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年8月4日から実施する。